

所報 第56号

主な内容

- 1 平成27年度末教職員人事異動
- 2 管内における社会教育の取組
- 3 不登校の課題の解消に向けて
- 4 道徳に係る小・中学校学習指導要領一部改正のポイント

管内の教育



出雲教育事務所
平成27年12月

平成27年度末教職員人事異動

調整監 糸賀 和雄

教職員の人事異動の目的は、学校の教育活動を一層清新活発にし、本県教育の進展に資することにあります。出雲教育事務所としても、平成28年度人事異動方針細則に基づき、以下の3点を基本方針として、広域の視野に立ち、管内の学校教育の活性化を目指します。

1 各市町の教育構想並びに各校の学校経営構想を尊重した広域人事の実施

- 各市町の人事配置構想の尊重(広域転補の実施)
- 各校の人事配置計画の重視
- 隣接市町間の人事交流の促進

管内各市町においては、「第2期しまね教育ビジョン21」を踏まえ、それぞれの教育構想に基づき特色ある教育活動が展開されています。今後も管内教育の一層の充実に資するため人事異動においても、平成28年度人事異動方針細則に則り、教育長面接・校長ヒアリング等を通して積極的に人事交流の広域化を図るなど、各市町の教育構想を尊重した学校教育の活性化を目指したいと考えています。

年度当初、管内の全校長先生方に自校の学校経営構想に基づく教職員人事配置計画を求めました。人事異動の実施にあたって、それぞれの学校の中長期的な展望に立った学校運営とそれに伴う人事配置計画を重視し、各校の目指す教育目標の具現化に寄与するよう、適材を適所に配置するとともに、学校の教職員組織が適正なものとなるように進めていく考えです。

また、広域人事の実施は教育の機会均等と教育水準の維持・向上のために不可欠であり、さらに、今後の大量退職に伴い増加する新規採用教職員の効果的な配置も含め、教育活動の刷新と充実の上からも積極的に進めていきたいと考えます。

2 人事異動細則の遵守

- 永年勤続の解消(教職員の資質向上、学校の活性化等)
- 他地域勤務、へき地勤務の完全実施(へき地とへき地外との人事交流の促進)
- 細則解消状況の点検・確認

平成25年度末人事異動より永年勤続の取扱い等で大きな改正があり、今年度末からは新しく「他地域みなし勤務」及び「へき地勤務にかわる勤務」についての一部変更がありました。再度、その趣旨・具体的な内容等

を全教職員に周知徹底するとともに、今年度末の異動や今後の赴任計画について考える場合に確認していただきたいと思います。

「他地域勤務」及び「へき地勤務」の趣旨や考え方については、十分周知されているところですが、未解消の教員の方には細則に示された年齢に概ね達するまでに着手及び完了していただきます。

なお、「他地域勤務」「へき地勤務」等の細則解消状況については、既に、一人一人の解消状況が確認され確定していますが、本年度の異動調査書の記入にあたっては、昨年度の調査書をもとに、再度、点検・確認をしていただきたいと思います。

また、近年の児童生徒数に伴って、出雲管内に限らず県全体でへき地校が減少の傾向にあります。状況によっては、赴任計画を変更して細則解消することも視野に入れていただきたいと思います。

さらに、細則解消にあたっては、「他地域みなし勤務希望理由の明確化」や「へき地勤務終了者の異動優先」等についても重視し実施していきたいと思います。

この方針細則は、教職員誰ものためのルールであり、互いに遵守しなければなりません。人事の公平性を確保する上からも、細則解消については厳正に実施していきたいと考えています。

3 個々の赴任計画の尊重

- 方針細則を踏まえた赴任計画の立案・実施
- 自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
- 個々の事情及び希望の考慮

人事異動は、個々の教職員としてのあり方、生き方にも係わる事柄であり、校種や規模、地域性等の異なる諸学校での多様な勤務経験の積み上げは、教職員としての資質・能力の向上と密接に関連しています。それだけに、中長期的な見通しをもち、自らの職能成長を促す適切な赴任計画を立てることが望まれます。

管理職には、教職員を育てるという観点から、個々のライフステージに応じた的確な指導と助言をお願いしたいと思います。

また、本人の健康状態や家族の状況等、特別な事情については、可能な限りの配慮をしていきたいと考えています。ただし、妥当性を欠く自己都合はその対象とはなりません。あくまでも「公平性と妥当性」が基本であり、良識の範囲内での必要な配慮を講じていきたいと考えています。

近年の児童生徒数減少による学校の減少や教職員の高齢化の一方で、今後は、前述のとおり新規採用者の増加等が見込まれます。こうした状況の中、人事交流を活性化させることは、学校教育の活性化、教職員の資質向上のみならず、心豊かでたくましい島根の児童生徒の育成につながると考えます。そのためにも、円滑な人事異動を厳正に実施していく考えです。

管内における社会教育の取組

出雲教育事務所管内では、雲南市に2名、奥出雲町・飯南町に各1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

【雲南市における土曜日の教育支援 ～自分をつくる楽校～】

雲南市派遣社会教育主事 高橋 兼造

雲南市では土曜日の充実という観点から、昨年度より「自分をつくる楽校」という事業を実施しています。この事業は、小学生から高校生までを対象とし、自立した社会性のある大人への成長を目指す人材を育成することを目的としています。

「自分をつくる楽校」は学校の先生でもない、親でもない、少し年上のお兄さん、お姉さんである「ナナメの関係」を大切にしています。社会の第一線で活躍する若手社会人や大学生、同世代の仲間と語り合ったり、地域課題解決学習を行ったりする活動をしています。今年度は、中学生プログラムを特定NPO法人カタリバと、高校生プログラムは社会人組織ALARE（アラーレ）と連携・協働して、キャリア教育を視点とした事業を展開しています。

「自分をつくる楽校」では、社会人や大学生とのふれあいに最初は緊張していた生徒たちでしたが、回を重ねるうちに社会人や大学生と打ち解け、笑顔で話をするできるようになりました。参加した生徒たちは社会人や大学生の生き方を聞き、「自分に何ができるのか」を考え、目標や意欲をもって夢の実現に向かって歩み始めています。



【ふるさと再発見】



【なりたい自分を探して】



【多様な価値観にふれる】

【雲南市「地域でつなぐキャリア教育モデル事業」】

雲南市派遣社会教育主事 大國 亨

雲南市では、平成25年度から3年間、「地域でつなぐキャリア教育モデル事業」（島根県教育委員会）の指定を受けています。この事業の概要は以下のとおりです。

- 目的 高校を拠点に小中高と地域が連携した、地域ぐるみで人材を育成するキャリア教育モデルの創出
～将来、地域への愛着と誇りをもって社会的・職業的に自立できる「ふるさとを愛し未来を切り拓く子ども」の育成～
- 内容
 - ・学校（小中高）・家庭（PTA）・地域（企業、NPO、団体等）・行政が一体となった連携組織を構築する。
 - ・上記組織を活用し、社会や地域への貢献意欲と学習意欲の向上を図るとともに、社会的・職業的自立を促す教育活動を展開する。
 - ・取組の成果を公表する。（成果発表会 「キャリア教育の手引き」作成）



大学生による自分語り

そして、5つのキーワードを掲げて取り組んでいます。

Program 『夢』発見プログラムの充実 幼児期から高校期を貫くキャリア教育プログラム策定 ・新版『夢』発見プログラム、リーフレットの作成	Future 未来を描く学習の充実 社会人、大学生を活用した学習の展開 ・幸雲南塾 in さんべ(キャリアアップ宿泊セミナー)等	
Partnership 保幼小中高の連携体制の構築 校種をこえた連携（小・中・高） ・教員(タテ・ヨコ)及び児童生徒(ナナメ)のつながり	Global 世界に通じる人材の育成 英語学習の充実 ・小中高の授業交流、教材開発	Local ふるさと雲南に貢献する人材の育成 まちづくりに参画 ・うなん若者チャレンジ

最終年度の今年度は、以下のような成果を始めとして多くの手応えを感じています。

- ・高校と行政部局、NPO法人、地域と連携したキャリア教育における学習の機会が増えた。
- ・地元を目標としたり、地域の地域課題解決に対して積極的に関わろうとしたりする意識が高まった。




この成果が持続できるように連携体制を整備し、市（地域）が一体となって「ふるさとを愛し未来を切り拓く子ども」を育成していきます。

【つなぐ・伝える・表現する ～奥出雲町小学生たたら体験学習～】

奥出雲町派遣社会教育主事 高橋 伊尚

奥出雲町内の小学校6年生（複式校は希望によって5年生も参加）は、3日間の日程でたたら体験学習を行っています。これは、古来より奥出雲町に伝わる伝統製鉄技法である「たたら製鉄」の歴史や技法について学び、「たたら製鉄」の体験をとおして、ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育むことを目的として取り組むものです。

この学習のテーマは、平成25年度から「つなぐ・伝える・表現する」となりました。人から聞いたことや自分が体験したことを、様々な形で様々な人につなぎ・伝え・表現していくことをねらいとしています。炉づくりの作業のやり方を、最初に体験した児童から次に作業をする児童へとつなぎます。本操業では、グループに分かれて砂鉄入れ、炭入れ、鞆（ふいご）、作業の記録を交代で行います。その際にも作業のやり方は大人が伝えるのではなく、児童が自分たちの言葉で伝えていきます。この学習をとおして児童が学んだことや自分の思い、考えを、今度はそれぞれの学校で下級生や家族に伝えていきます。

〔1日目〕 事前学習	〔2日目〕 たたら操業の準備	〔3日目〕 本操業
・木原村下の話 ・施設見学	・炉づくり ・鉄穴流し ・炭切り	
		
【木原村下の話】	【鉄穴流し】	【ケラ出し】

【町ぐるみ職場体験】

飯南町派遣社会教育主事 安井 寿裕

飯南町では、昨年度から学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていく取組として「町ぐるみ職場体験」を実施しています。「町ぐるみ職場体験」では、頓原中学校・赤来中学校の2年生が、夏休み中の同時期に合同で職場体験を行います。この職場体験では、働くことの意義や喜び、厳しさを知ること、飯南町に主体的・創造的に貢献しようとする資質や能力を育てること等をねらいとしています。

「町ぐるみ職場体験連絡会」を年間4～5回開催し、この事業を推進しています。連絡会のメンバーは、中学校・PTA代表・社会福祉協議会・行政・キャリア教育コーディネーター（公民館長）等です。連絡会では、事業の目的や方針の協議、職場体験のぼり旗等による啓発活動を行い、充実した取組になるように努めています。

今年度の「町ぐるみ職場体験」は、8月18日～20日の3日間、町内34事業所で実施しました。この取組も2年目になり、町内に立てたのぼり旗の効果もあって、地域の方の認知度も高まってきました。また、事業所に対して、連絡会メンバーが事前にねらい等を説明したことで事業所の方の理解が深まり、積極的な協力を得ることができました。このように、この職場体験が文字どおり「町ぐるみ」の取組になりつつあることを実感しました。

今後は今年度の取組を検証し、来年度以降の「町ぐるみ職場体験」が、ねらいを達成できるように改善していきたいと考えています。



【啓発のためののぼり旗】

「不登校の課題の解消に向けて」

指導主事 児玉 浩二

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動(文部科学省「生徒指導提要)」です。一般的には、子どもたちが社会の中で自分らしく生きることができる大人へと育つように、その成長を促したり支えたりする意図的な働きかけであり、子どもたちを取り巻く社会が大きく変化してきている今、学校教育の担う役割は、以前にも増して大きくなっています。そのような中で「不登校」は、子どもたち一人一人の発達の機会を保障するという観点とともに、将来の地域を支える人材を育むという観点からも、大きな課題となっています。現在島根県内の各学校においては、様々な外部の専門機関と組織的に連携しながら、不登校の課題を最重要課題の一つとして取り組んでいただいているところです。しかしながら、不登校児童生徒数は、平成26年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、小学校183人、中学校533人、高等学校219人と、依然高い出現率となっており、憂慮すべき状態が続いています。

不登校は、誰にでも、どの学校・学級にも起こる可能性のあるものであり、学級担任や担当者による対応だけでは解決に結びつきにくい、難しい課題であることは周知のことです。そのため、今ではこれまでの不登校対策に加え、新たな不登校を生まない未然防止の取組も学校に求められています。

安来市立第一中学校校区の小中学校では、平成26年度より2年間文部科学省、国立教育政策研究所の指定を受け、新たな視点である「魅力ある学校づくり」についての調査研究が行なわれています。この研究は、新たな不登校やいじめを生まないために校区内の小中学校の全ての先生方がチームを組み、全ての子どもたちを対象としているところに大きな特徴があります。また、未然防止を授業づくり(改善)の面からアプローチし、子どもを中心に据えた授業づくりと高めあう集団づくりに取組の重点をおいている点も特徴の一つです。年間3回実施されている「児童生徒意識調査」の結果と教職員の取組チェックシートの分析をもとに評価・改善を繰り返し、PDCAサイクルをまわしながら着実に成果を上げていただいています。

不登校対策は、不登校や不登校傾向にある子どもたちの学校復帰へ向けての支援の充実はもちろんのこと、全ての子どもたちの学校生活の充実という生徒指導の原点に立ち返るものであるという認識に立ち、各学校の体制や取組のチェック、授業改善を軸とした未然防止と初期対応を中心とした校内研修、取組の充実を改めてお願いしたいと思います。

「道徳に係る小・中学校学習指導要領一部改正のポイント」

指導主事 青山 求

1 内容について

- 体系的なものとする観点から、現行の3と4の視点を入れ替え、「C 主として集団や社会…」 「D 主として生命や自然、崇高…」にする。また、内容項目に応じたキーワード(例「節度・節制」)を併せて示す。
- いじめの問題への対応の観点から、「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」「感謝」の内容項目をA～Dそれぞれの視点の前半に位置づける。
- 中学校までの指導の系統性を図り、いじめの問題に対応する観点から、小学校第1学年及び第2学年、小学校第3学年及び第4学年、小学校第5学年及び第6学年に新たな内容項目を設ける。
(例 小学校第5学年及び第6学年「よりよく生きる喜び」)

2 指導に当たっての配慮事項等について

- 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるとともに、多様な実践活動や体験活動を生かすなど指導方法を工夫すること。
- 情報モラルに関する指導を充実すること。
- 社会の持続可能な発展などの課題に留意すること。
- 科学技術の発展と生命倫理との関係などの課題に留意すること。(中学校)
- (教材については)教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点到照し適切と判断されるものであること。
 - ・児童生徒の発達の段階に則し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - ・人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ・多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。
- ※教科用図書は主たる教材であり、他の資料等を利用してよい。教科用図書だけでなく多様な教材の活用が可能である。
- 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することを基本とする。数値評価を行わないことは従前と同様である。(指導要録の様式等の具体的な改善策は、今後検討。)
 - ・児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。